

<<<新旧対照表>>>

○多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年3月27日条例第8号）の一部を改正する条例
新旧対照表

部署名：保険年金課

新	旧
<p>多治見市福祉医療費の助成に関する条例 (略)</p>	<p>多治見市福祉医療費の助成に関する条例 (略)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 次号ア、イ、ウ若しくはオ、第3号に該当する者（次条第2項第3号に該当する者を除く。）若しくは第4号に該当する者（同項第4号に該当する者を除く。）又は次号エ（イに該当する者に限る。）以外の者で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 誕生日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>イ 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(2) 重度心身障害者 次に掲げるものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(受給者証の交付)</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 次号ア、イ、ウ若しくはオ、第3号に該当する者（次条第2項第3号に該当する者を除く。）若しくは第4号に該当する者（同項第4号に該当する者を除く。）又は次号エ（イに該当する者に限る。）以外の者で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 誕生日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>イ 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(2) 重度心身障害者 次に掲げるものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(受給者証の交付)</p>
<p>第6条 市長は、前条の規定による受給者証の交付申請があった場合は、内容を審査の上、受給資格者であると認めるときは、規則の定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6条 市長は、前条の規定による受給者証の交付申請があった場合は、内容を審査の上、受給資格者であると認めるときは、規則の定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。</p> <p>(略)</p>
<p>3 受給者証の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 子ども 誕生日から18歳に達する日の属する年度の末日まで。ただし、受給資格者として認定した日の属する月（以下「認定月」という。）が誕生日の属する月後の場合（認定した日が出生後30日以内である場合を除く。）にあつては、認定月の初日からとする。</p> <p>(2) 重度心身障害者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日から最初に到来する9月30日までとし、毎年更新する。ただし、認定日が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日から30日を超える場合（精神障害者保健福祉手帳の更新の認定を受けた場合を除く。）にあつては、認定月の初日からとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 受給者証の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 子ども 誕生日から15歳に達する日の属する年度の末日まで。ただし、受給資格者として認定した日の属する月（以下「認定月」という。）が誕生日の属する月後の場合（認定した日が出生後30日以内である場合を除く。）にあつては、認定月の初日からとする。</p> <p>(2) 重度心身障害者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日から最初に到来する9月30日までとし、毎年更新する。ただし、認定日が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日から30日を超える場合（精神障害者保健福祉手帳の更新の認定を受けた場合を除く。）にあつては、認定月の初日からとする。</p> <p>(略)</p>

	新	旧
摘要	改正理由 令和7年4月1日から子どもの医療費助成について、対象者を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで引き上げる（現行、15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）ため、所要の改正を行うもの。（第2条第2号イ及び第6条第3項第1号）	